



## JP-MIRAI ニュースレター Vol.32 2023.9.30

毎月 1 回、外国人労働者やビジネスと人権に関する情報、事務局の取り組みなどをニュースレターでご紹介します。JP-MIRAI のイベント情報は、「JP-MIRAI イベント短信」で、タイムリーにお届けいたします。



Photo: JICA

JP-MIRAI 後援のシンポジウム「『選ばれる国』になるためにー共生社会実現へのアジェンダ」(経団連・JCIE・JICA 共催)が 8 月 10 日に開催されました。パネルディスカッションには、主催の 3 団体以外にも入国在留管理庁在留管理支援部長や浜松市長も参加され、「共生社会実現の方向性と課題」について議論を行いました。

イベントの報告は、[JICA のウェブサイト](#)に掲載しておりますので、是非ご覧ください。

### 日本政府が「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表しました

9 月 13 日に日本政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表しました。

本ガイドラインは、企業に対して人権尊重の取り組みが求められている世界の潮流にあわせ、国連ビジネスと人権に関する指導原則や OECD 多国籍企業行動指針、ILO 多国籍企業宣言等の国際基準をふまえた企業の人権尊重の取り組みを促進するために作成されました。

企業の規模、業種等にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業が対象とされ、自社やグループ会社だけでなくサプライヤー・取引先(直接の取引先だけでなく、その先の取引先まで含む)の人権尊重の取り組みにも最大限努めることが求められている点には留意が必要です。たとえば、技能実習生を受け入れる場合、多くは、監理団体を通じて、送出し機関に応募された実習生を雇用することになりますが、受入企業は、送出し機関での募集プロセス、さらに実習生が送出し機関へたどり着くまでのプロセスについても法令や国際基準に合致しているかを確認する必要があります。

また、ガイドラインでは、企業が事業活動で人権侵害等を直接引き起こしたり、助長している場合に、人権侵害等を防止・軽減する措置をとることが求められているのみならず、自社が引き起こしたり、又は、助長したりしていないが、自社の事業やサービスが人権侵害等に直接関連している場合(たとえば、サプライヤーにおける外国人労働者)

働者が人権侵害の被害を被った場合)にも、被害者の視点に立って、サプライヤーに対する改善の申し入れや支援を行う等、人権侵害等の防止・軽減に努めることが求められています。

そのために重要な仕組みとなるのは苦情処理メカニズムで、ガイドラインでは、被害者の救済のためには、自社もしくは業界団体等が設置した仕組みを利用することを求めています。

JP-MIRAI の相談・救済パイロット事業は、国際基準に沿って運営する苦情処理メカニズムで、外国人労働者向けに情報提供を行うポータルを開設し、多言語による相談窓口を設置しています。ガイドラインで求められている救済の仕組みや苦情処理メカニズムについてご検討されている場合は、ぜひ、JP-MIRAI までご相談ください。

- 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」は[こちら](#)から
- JP-MIRAI の相談・救済パイロット事業については[こちら](#)から

## 国際労働機関(ILO)駐日事務所

### プログラムオフィサー 渉外・労働基準専門官 田中 竜介氏インタビュー

#### －人権尊重に関する各種ガイドラインについて－

ILO 駐日事務所の田中様に、策定にかかわられた(1)日本政府の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」、(2)日本繊維産業連盟の「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」について概要と JP-MIRAI 会員にとっての意義についてインタビューを行いました。また、あわせて(3)ILO 作成の「公正な人材募集・斡旋に関する一般原則及び実務指針ならびに募集・斡旋手数料及び関連費用の定義」もご紹介いただきました。

#### (1)「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

企業に対する社会的責任の高まりや、企業が人権尊重に関する国際的な潮流に対応するため、日本政府によって策定されたガイドラインで、日本で事業活動を行う企業に対して国際的に認められた人権の尊重を促すことを目的としています。

これから人権の取組みを開始する企業、またそうした企業とエンゲージメントを行う企業は、まず、ガイドラインの「2.2 人権尊重の取組にあたっての考え方」の 5 つのポイントを押さえるとよいと思います。

- (i)「経営陣によるコミットメントが極めて重要である」
- (ii)「潜在的な負の影響はいかなる企業にも存在する」
- (iii)「人権尊重の取組にはステークホルダーとの対話が重要である」
- (iv)「優先順位を踏まえ順次対応していく姿勢が重要である」
- (v)「各企業は協力して人権尊重に取り組むことが重要である」

というもので、これらは日本政府から企業に対する重要なメッセージです。各ポイントについては深い考察が必要で、企業単独の目線で検討して終わらせるのではなく、企業の内外でステークホルダーとともに振り返りつつ、継続的に検討し実践していくことが重要です。

#### (2)「繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン」

日本繊維産業連盟が、業界のイニシアチブとして、人権分野において社会的責任を果たすべく、ILO の協力のもと策定したガイドラインです。外国人労働者など産業の持続可能性に関わる労働者の課題にフォーカスし、繊維バリューチェーンを構成する様々な業界団体や企業、さらには産業別労働組合組織も加わり、それぞれの立場を超えて議論を重ね、本ガイドラインは完成しました。ガイドラインの策定過程自体にもエンゲージメントを取り入れています。

繊維産業はバリューチェーン上に中小企業が多いため、中小企業の目線で人権尊重を自分事として捉え、必要な項目の確認ができるように、構成や読みやすさが工夫されています。そのため、繊維以外の業界でも、また中小企業との協働をスタートしようとしている企業の方にも幅広く参考にしてもらえそうです。

「人権」の内容をしっかりと理解いただくために、国際的に認められた人権と企業実務上の関連事案、また強制労働や差別など労働者の人権に関する権利の具体的内容と実務留意点などもまとめています。

コラムでは、産業に特化した課題(外国人労働者の脆弱性、職場の男女間格差、委託加工プロセスにおける在宅形態の労働やインフォーマル経済で働く脆弱な労働者、不公正取引等)にも光を当てており、業界全体での啓発と取組み促進により、産業競争力を維持・向上させようとしている点が特徴的です。

他の業界でも同様に労使対話を踏まえたガイドライン構築のイニシアチブが出てくることを期待しています。

### (3)「公正な人材募集・斡旋に関する一般原則及び実務指針ならびに募集・斡旋手数料及び関連費用の定義」

本ガイドラインは、移住労働に関する条約や国際基準としてすでに確立している内容を、国、企業、仲介事業者向けに行動指針としてわかりやすく落とし込んだものであり、国際基準に沿った行動として移住労働者のために何をすべきかということが書かれています。

特に多くの人に意識されている手数料の労働者負担について顕著に言えることですが、移住労働者に関する国の法制度と国際基準にはギャップが存在しています。企業は国際基準に沿った取組みをするために本ガイドラインを参照することが望まれます。

また移住労働者の人権課題については、個々の移住労働者が置かれている立場の脆弱性に着目して取り組む必要があります。ときに移住労働者は、団結権や団体交渉権が否定され声を上げることができない、選挙権がなく制度を変えていくことができない、社会保障等へのアクセスが限定されている、生きていくための生活がぎりぎりである等の理由から、自分たちの力で状況を変えることが難しいため、より優先的に保護する必要があります。移住労働者の人権侵害リスクはバリューチェーン全体の存続リスクにもなることから、企業は、脆弱な労働者と関わらないようにするのではなく、積極的に存在を発見してリスクを除去していくことが求められています。

ガイドラインを読む際のポイントは、第1部【3】一般原則で、移住労働者のディーセント・ワークがどのように実現されるかを理解し、【4】実務指針の B.事業者及び公共職業安定所の責任で、移住労働者の脆弱性に着目した具体的保護の手段を知ることです。移住労働者の受入企業は、募集・斡旋を行う仲介企業・団体をいわばサプライチェーンとしてとらえて、しっかりとデューデリジェンス・エンゲージメントを実施する視点も推奨されます。

- 日本繊維産業連盟ガイドライン:ダウンロードは[こちら](#)から
- ILOの「公正な人材募集・斡旋に関する一般原則及び実務指針ならびに募集・斡旋手数料及び関連費用の定義」:ダウンロードは[こちら](#)から

## JP-MIRAI 会員活動事例紹介

JP-MIRAIには現在532会員が参加しています。

マルチステークホルダーを標榜しているJP-MIRAIですので、企業、自治体、監理団体、NPO、学界、法曹界など多様な会員が参加しています。

会員の活動は定期的にJP-MIRAIホームページにて紹介しています。その中から、いくつかの事例をご紹介します。

監理団体の[アジア技術交流協同組合](#)は、実習生の受入れ企業に対して日本人チームとインドネシア人チームのダブルチーム体制で対応しており、実習生に対し「こちらから聞く」というスタンスが大事だという話がありました。

高校生中心に結成された[NPO 法人 Adovo](#)は、「技能実習生のことを知りたい」という学生たちが国際交流会や日本語教室を積極的に開催し、国際交流に関わる学生の仲間をどんどん増やしています。

「やさしい日本語」の普及活動に努める[吉開章](#)さんは「はっきり、さいごまで、みじかく言う『ハサミの法則』を日本人が心得るだけでも、外国人に対して内容の70%は通じる」と断言し、この『ハサミの法則』を啓蒙するラップビデオを製作しました。「涙が出た」という反応も来たそうです。

ここで紹介した会員各位はJP-MIRAI 会員活動報告会で優秀賞を受賞した会員です。この報告会では多様なJP-MIRAI 会員の横顔を見ることができ、責任ある外国人労働者受入れのヒントを得ることができます。

次回のJP-MIRAI 会員活動報告会は11月18日(金)を予定しております。

会員各位には、下記のボタンからぜひ活動報告を事務局に提出頂ければ幸いです。

また当日の報告会も是非ご視聴ください！

- 加盟会員紹介については[こちら](#)から
- 事例紹介については[こちら](#)から
- 2022年上期の活動報告の提出は[こちら](#)から

## 今月のJP-MIRAI 事務局短信

### マダガスカルからの外国人材受入れに向けて

マダガスカルは、日本にとってはあまりなじみのない国かもしれませんが、日本の1.5倍ぐらいの面積の島に、約2800万人が暮らしています。豊かな生態系や資源などを有していますが、開発の遅れから農村での若年失業者が多く、かつては、湾岸諸国や欧州に20万人以上の建設や家事・農業などの労働者を送り出していま

したが、湾岸諸国での人権問題が、マダガスカル国内でも大きな問題となり、2013 年以降は大きく制限しています。

今年5月に、マダガスカル政府高官と JICA 北岡顧問(前理事長)が会談した際に「農村部の若者を日本に適切に送り出せば、失業者対策や仕送りによる一時的なメリットのみならず、人材の育成にもつながり、人手不足に悩む日本との間で、Win-win になるのではないか？」との議論になり、具体化することとなりました。

今回、私はそのフォローアップを目的として、8月下旬マダガスカルを訪問し、政府等関係者と「(第1段階としては、)農業高校などを卒業した優秀な若手農業者を選抜し、日本語等の研修を行い、農業分野の特定技能での来日～帰国後の活躍を目指す」ことでコンセンサスを得ました。

マダガスカルは、一人当たりで見れば、アフリカで一番多くお米を消費する国(150 キロ/年:日本の約3倍)ですが、稲作の近代化が遅れており、コメの自給が出来ていません。また、皮肉なことに、コメ食に偏った食生活がよる蛋白質不足により、こどもの栄養不足の課題も抱えており、JICA は稲作技術強化や栄養改善のプロジェクトを展開しています。

日本で活躍した人材が、帰国後、マダガスカルで JICA プロジェクトなどとも連動し、農業や産業の発展で活躍することを目指すモデルにすべく、来年早々から来日希望者に向けた日本語研修など取り組みをスタートする予定です。JP-MIRAI の会員の皆様とも可能な連携をしたいと考えておりますので、ご関心のある方は是非お知らせください。(事務局 夙戸)



JP-MIRAI 相談窓口「アシスト」では、毎月ニュースレター「外国人支援のささえ手通信アシスト」を発行しています。

◆9月号◆

\*今月のニュース

令和4年度「総合的対応策」のポイント

\*今月の最前線

茨城 NPO センター・コモンズに外国籍住民支援の取組を聞きました

-9月号は[こちら](#)から

-バックナンバーおよび登録は[こちら](#)から

JP-MIRAI アプリ

外国人の方が安心・安全に日本で働き・暮らすための役立つコンテンツを提供するアプリです。

どの在留資格の方にも、役立つ情報があります。

ぜひ、お近くの外国人の方にアプリのご利用を広めてください!



\*アプリのインストールはこちらから!



---

### [JP-MIRAI ポータル](#)

官民が協力して作っている外国人のみなさんが安心・安全に日本で働き・暮らす為の総合サイト

---

### [JP-MIRAI フレンズ](#)

外国人と日本人でコミュニケーションができるサービス

---

### [JP-MIRAI アシスト](#)

多くの悩みを抱えた方の為の相談サービスを行っています

---

## 責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)事務局



※会員専用ページのパスワードは、入会手続き完了のメールもしくはイベント短信をご確認ください

ニュースレターの配信停止は[こちら](#)から  
※会員の方はイベント短信も配信停止となります※